

平成25年 第4回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 9月20日 開会

美 瑛 町 議 会

平成25年第4回美瑛町議会定例会会議録

議 事 日 程

平成25年第4回美瑛町議会定例会

平成25年9月20日午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 2 号 美瑛町北瑛小麦の丘体験交流施設条例の制定について
- 第 4 議案第 3 号 美瑛町立学校設置条例の一部改正について
- 第 5 議案第 4 号 美瑛町公民館設置条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 号 平成25年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第 7 議案第 6 号 平成25年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第 7 号 平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第 8 号 平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 第10 議案第10号 債務不存在確認請求事件の和解について
- 第11 議案第11号 大雪消防組合を組織する地方公共団体数の増加及び大雪消防組合理約の変更について
- 第12 議案第12号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第13 議案第 9 号 教育委員会委員の任命について
- 第14 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第15 認定第 1 号 平成24年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 2 号 平成24年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 3 号 平成24年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 4 号 平成24年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第 5 号 平成24年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 6 号 平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第 7 号 平成24年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 第22 認定第 8 号 平成24年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 第23 報告第 1 号 債権の放棄について
- 第24 報告第 2 号 専決処分について
- 第25 意見書案第5号 道州制導入に反対する意見書について

- 第26 意見書案第6号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のた
めの意見書について
- 第27 意見書案第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学
級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度
国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について
- 第28 意見書案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 第29 議員の派遣について
- 第30 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	沢	尻	健	議員	
2番	森	平	真也	議員	
3番	佐	藤	晴観	議員	
4番	杉	山	勝雄	議員	
5番	齊	藤	幸一	議員	
6番	山	家	慶治	議員	
7番	花	輪	政輝	議員	
8番	八	木	幹男	議員	
9番	穂	積	力	議員	
10番	福	原	輝美子	議員	
11番	角	和	浩幸	議員	
12番	濱	田	洋一	議員	
13番	沼	田	成功	議員	
議長	14番	齊	藤	正	議員

○欠席議員

○出席説明員

町 長	浜 田 哲 君
副 町 長	塚 田 聡 仁 君
会 計 管 理 者	池 田 由 行 君
総 務 課 長	石 井 典 夫 君
政 策 調 整 課 長	中 山 勝 利 君
税 務 課 長	佐 藤 剛 敏 君
住 民 生 活 課 長	山 田 厚 誠 君
保 健 福 祉 課 長	藤 原 悟 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	中 島 二 郎 君
保 健 福 祉 課 参 事	田 中 繁 美 君
経 済 文 化 振 興 課 長	武 井 一 真 君
文 化 ス ポ ー ツ 推 進 室 長	鈴 木 貴 久 君
農 林 課 長	大 西 能 正 君
建 設 水 道 課 長	三 田 村 尚 樹 君
水 道 整 備 室 長	宮 崎 敏 行 君
町 立 病 院 事 務 局 長	太 田 茂 夫 君
総 務 課 長 補 佐	今 滝 毅 君
教 育 委 員 長	大 西 宣 充 君
教 育 長	千 葉 茂 美 君
管 理 課 長	後 路 宜 伸 君
図 書 館 長	三 井 浩 君
農 業 委 員 会 会 長	鹿 島 明 博 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	笹 倉 英 充 君
代 表 監 査 委 員	有 富 武 君
監 査 事 務 長	今 野 聖 貴 君

○書記

事務局長 前川光男君
係長 高島和浩君

開議宣告

○議長（齊藤 正議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（齊藤 正議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番齊藤幸一議員と9番穂積力議員を指名します。

日程第2 議案第1号 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例の制定について

○議長（齊藤 正議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、総務課長」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） おはようございます。議案第1号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は1頁から5頁になります。資料については1頁、2頁になります。平成3年に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行し、さらに平成23年には都道府県で暴力団対策の総合的な条例が整備され、平成24年度から全国の市町村で条例の制定が進んでいます。暴力団の排除は法律、都道府県条例、そして市町村条例がそれぞれの機能を果たしながら、社会全体が一体となって進めることが重要であり、本町における町民の安全で平穏な生活の確保と地域経済の健全な発展及び青少年の健全な育成を推進することを目的に、新たに美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例を制定するものです。最初に議案を朗読し、その後、条例制定の目的及び規定内容などの説明をします。それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

それでは、資料の条例制定の要旨によりご説明をしますので、資料の1頁をお開き下さい。

（資料の朗読を省略する）

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

議案第1号に対する総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、日程第2、議案第1号は総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。従って、議案第1号は総務文教常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第3 議案第2号 美瑛町北瑛小麦の丘体験交流施設条例の制定について

日程第4 議案第3号 美瑛町立学校設置条例の一部改正について

日程第5 議案第4号 美瑛町公民館設置条例の一部改正について

○議長（齊藤 正議員） 日程第3、議案第2号、美瑛町北瑛小麦の丘体験交流施設条例の制定についての件、日程第4、議案第3号、美瑛町立学校設置条例の一部改正についての件、日程第5、議案第4号、美瑛町公民館設置条例の一部改正についての件を一括議題とします。

これから、各議案の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第2号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、農林課長」の声）

はい、大西農林課長。

（農林課長 大西 能正君 登壇）

○農林課長（大西能正君） おはようございます。それでは議案第2号の提案理由についてご説明します。議案集は6頁から10頁になります。資料は3頁から5頁をご覧ください。条例制定の趣旨ですが、美瑛町には丘のまちの美しい景観に魅せられて年間120万人を超える観光客が訪れています。景観の特徴でもあるパッチワークの田園風景を形づくっているのは、本町の基幹産業でもある農業です。また、農業は安全でおいしい食材を消費者に提供する重要な役割を担っています。このように、本町の地域資源である農業と食と観光が手を結び連携をして、安全でおいしい食づくりをテーマとしたまちづくりを進めていくべく、旧北瑛小学校活用して

北瑛小麦の丘体験交流施設を整備することとしました。観光ルート上に位置し十勝岳連峰を望む本施設から、都市と農村の交流、食文化等の振興を図り地域活性化や豊かな町民生活の実現に資するために施設の管理運営について、本条例を制定するものです。最初に議案を朗読し、その後条例制定の目的及び規定内容などの説明をします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、資料の条例制定の要旨によりご説明をしますので、資料の3頁をお開き下さい。

(資料の朗読を省略する)

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長(齊藤 正議員) 次に、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、管理課長」の声)

はい、後路管理課長。

(管理課長 後路 宜伸君 登壇)

○管理課長(後路宜伸君) おはようございます。議案第3号、美瑛町立学校設置条例の一部改正についての提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は11頁になります。新旧対照表は資料の6頁になりますのでご参照願ひます。今回の条例改正は、平成18年3月末日をもって休校していました美瑛町立北瑛小学校を美瑛町北瑛小麦の丘体験交流施設として活用することになったことから、学校を廃止とするため学校設置条例の一部改正をお願いするものです。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第3号、美瑛町立学校設置条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) 次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、文化スポーツ推進室長」の声)

鈴木文化スポーツ推進室長。

(文化スポーツ推進室長 鈴木 貴久君 登壇)

○文化スポーツ推進室長(鈴木貴久君) おはようございます。議案第4号、美瑛町公民館設置条例の一部改正についての提案理由についてご説明申し上げます。議案集は12頁になります。新旧対照表は資料の7頁になります。今回の条例改正は、議案第2号で提案しています美瑛町北瑛小麦の丘体験交流施設条例の制定に基づく施設設置に伴い、当施設位置を北瑛第2と規定することから、本条例でそれぞれの分館の名称と位置を定めている別表中の北瑛分館の位置を現行の所在地番から住所地に改正し、当該条例と整合性が図られるよう本条例の一部を改正するものです。それでは議案を朗読します

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第4号、美瑛町公民館設置条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これでは議案第2号から議案第4号までの3案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、3案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案第2号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案第3号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案第4号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

これで、3案件の総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第2号から議案第4号までの3案件は、産業経済常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。

従って、議案第2号から議案第4号までの3案件については、産業経済常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第6 議案第5号 平成25年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第7 議案第6号 平成25年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について

日程第8 議案第7号 平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について

日程第9 議案第8号 平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（齊藤 正議員） 日程第6、議案第5号、平成25年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第7、議案第6号、平成25年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件、日程第8、議案第7号、平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件、日程第9、議案第8号、平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を一括議題とします。

これから、各議案の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、総務課長」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） 議案第5号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の13頁からになります。最初に議案条文を朗読し、その後内容の説明を行います。

（議案の朗読を省略する）

それでは事項別明細書の歳出から説明をします。議案集の21頁をお開き願います。事項別明細書歳出です。

第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額30万円の追加です。俵真布及び置杵牛行政区の会館の備品等の更新に係る行政会館運営費補助金の追加です。第5目財産管理費、補正額935万2千円の追加です。1点目、財産維持管理事業ですが、勤労者センターたもつく1階の多目的ホール、旧車庫部分ですが、その内部塗装、それから換気扇、照明器具等の更新です。2点目は、庁舎維持管理事業として庁舎正面の通路改修、インターロッキング等の改修ですが、改修それから庁舎及び四季の塔の外壁落下等の事故防止対策に伴う、外壁打診調査委託業務費です。第7目地域振興費、補正額100万円の追加です。丘のまちびえい活性化協会補助金です。いきいきふるさと推進事業補助において全額が採択になったことに伴う、補助金の追加です。第10目災害対策費、補正は額はありませんが財源の調整になります。当初、臨時交付金を財源として充てていましたが、緊急防災減災事業債へ財源を振りかえることに伴う財源調整になります。

第3款民生費、第2項児童福祉費、補正額221万7千円の追加です。へき地保育所管理運

営事業で洋式トイレの改修、それから従来全て和式でしたが、その一部をそれぞれ洋式に改修する部分です。もう1点が美馬牛それから下宇莫別保育所の樹木の選定です。

23頁になります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、補正額256万円の追加です。1点目は、蜂の巣の苦情件数増に伴う補助金の追加です。2点目は、合併処理浄化槽の設置整備事業ですが申請件数の増に伴う追加です。第2項清掃費、補正額15万2千円の追加です。1点目は生ごみ肥料化容器設置補助事業、コンポストの購入者増に伴う補助金の追加です。もう1点がゴミステーションの整備及び回収件数の増に伴う追加です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、補正額3862万7千円の追加です。まず1点目ですが、エゾシカの緊急対策事業、駆除実施経費の増に伴う追加補正です。2点目、環境保全型農業直接支払い交付金、事業面積の増に伴う追加です。3点目、強い農業づくり交付金事業補助金、これは申請件数の増による追加です。4点目、小麦プロジェクト拠点施設外構整備事業、これは集計工事費の増による追加です。サイン看板等、資材高騰によるものです。25頁になります。第2項耕地費、第2項耕地費、補正額、耕地整備費補正額101万円の追加です。1点目が、国営造成施設管理体制整備促進関係事業、これは事務費の調整になります。2点目として、農地・水保全管理支払推進事業、今年で第5回目になりますが雪上絵の製作事業に伴う補助金の追加です。第3目基幹水利施設管理費、補正額67万7千円の追加です。基幹水利施設の修繕費の追加です。

27頁になります。第7款商工費、第1項商工費、補正額1億1729万6千円の追加です。商店街コミュニティー施設整備事業で9229万6千円の追加です。内訳は、木質バイオマス温水設備の導入一式、これが9079万4千円、そしてこの商店街コミュニティー施設の建設に使う美瑛軟石の倉庫1棟の購入費です。これが150万円です。2点目、美瑛町消費活性化事業、これは商工会実施のプレミアム付き商品券の発行費用に対する補助の助成、補助金の追加です。第2項文化スポーツ振興費、第3目町民センター費、補正額260万円の追加です。多目的ホール美丘ですが、移動観覧席の稼働による床面、若干破損等が生じ、それに伴う修繕費です。第4目郷土資料館費、補正額3700万円の追加です。郷土資料館、旧図書館ですが、老朽それから落雪等の事故防止のため解体を行うものです。第6目保健体育総務費、補正額59万5千円の追加です。各種スポーツ大会派遣事業で、ママさんバレー等が、それから空手が、全国大会へ出場するので、その派遣費の補助です。場所は、宮城県です。第7目保健体育施設費、補正額13万円の追加です。弓道場の暖房機の修繕です。

29頁になります。第8款土木費、第1項土木管理費、補正額214万円の追加です。1点目が住環境整備費助成事業、これは申請件数の増に伴う補助金の追加です。2点目が、今年度から行いました、住宅太陽光発電システム設置助成事業ですが、当初の件数から3件ほど増えたので63万円の追加です。第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額2510万円

の追加です。道路維持修繕事業です。大雨等による維持修繕費の追加です。なお備品購入費は、道路パトロール車の更新になります。第2目道路新設改良費、これ補正額はありません。災害対策費と同様、当初事業の財源は臨時交付金を充当していましたが、緊急防災減災事業債へ振替えによる財源調整です。第5目交通安全施設費、補正額80万円の追加です。観光地の危険箇所ランブルストリップス及び注意喚起の看板を設置するための追加です。なお看板等は英語表記を考えています。第3項河川費、補正額500万円の追加です。大雨等による河川の修繕です。熊見川、それから美田川、ポン旭川等を予定しています。

31頁になります。第4項都市計画費、補正額815万円の追加です。1点目は、美馬牛公園、樹木剪定による追加補正です。別荘団地と美馬牛公園のちょうど中間に立っている木ですが、その剪定に要する費用です。2点目は、公共広場整備事業、スポーツセンターの向かい側の駐車スペースですが、一部防塵処理を行う額の追加です。3点目は、東町公園駐車場整備事業、どんぐり保育園の駐車場の混雑緩和を目的とした駐車場の整備費です。

第9款消防費、第1項消防費、補正額226万7千円の追加です。消防庁舎の外壁打診調査委託業務費、及び外壁タイルの修繕、そして消防団員の災害用安全靴の購入等です。

第10款教育費、第2項小学校費、補正額326万6千円の追加です。美瑛小学校、東小学校の敷地内の樹木剪定に伴う追加です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、補正額46万1千円の追加です。丘のまちびえいまちづくり基金の追加です。まちづくり寄附10名分の追加になります。

次に、歳入のご説明を申し上げます。17頁へお戻り下さい。事項別明細書歳入です。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第3目農林水産業費負担金、補正額9万円の増、追加です。基幹水利施設管理負担金、上富良野町、中富良野町、それぞれルールに基づく負担金の追加です。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額9740万円の減額です。緊急防災減災事業債への財源振替えによる減です。第3目衛生費補助金、補正額79万1千円の追加です。合併処理浄化槽の補助金増に伴う国庫補助金の追加です。第4目土木費補助金、補正額75万5千円の追加です。住環境整備事業交付金、歳出の補助金の増に伴う国庫補助金の増です。

第15款道支出金、第2項道補助金、第4目農林水産業費補助金、補正額2114万円の追加です。1点目の環境保全型農業直接支払い交付金、事業面積増に伴う事業費の増に伴う補助金の増です。2番目の地域づくり総合交付金、これもエゾシカの駆除経費の増に伴う補助金の増です。3点目の強い農業づくり交付金、これも申請件数の増に伴う追加です。基幹水利施設管理事業補助金白金地区、これも事業費増に伴う追加です。農地水保全管理支払い推進事業交付金、雪上絵作成に伴う交付金の補助金追加に伴う補助の追加です。第5目商工費補助金、補

正額4521万3千円の追加です。商店街コミュニティー施設整備事業補助金になります。事業費の2分の1になります。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額46万1千円の追加です。まちづくり寄附金10件分の追加です。

第19款繰越金、第1項繰越金、補正額7090万円の追加です。前年度繰越金、平成24年度の繰越額は1億6712万円です。今回の補正予算を含む予算減額で1億4143万2千円、残りの財源保留額として2568万8千円を財源保留にしています。

第20款諸収入、第5項雑入、補正額235万円の追加です。1点目は、公有自動車賠償共済金、建設水道課の車両事故に伴う共済金、賠償金です。135万円。もう1点はいきいきふるさと推進事業補助金100万円です。丘のまちびえい活性化協会の事業補助金です。

第21款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額4740万円の追加です。緊急防災減災事業債で、役場庁舎それから避難所の非常用電源の確保、それから防災資機材、施設前駐車場整備、バス及び指揮車、それから暖房用ヒーター等の購入にかかる町債の発行です。

19頁になります。第4目農林水産業債、補正額1370万円の追加です。小麦プロジェクト拠点施設の事業費増に伴う過疎債の追加です。第5目商工債、補正額1億210万円の追加です。1点目は、過疎対策商工業振興事業債、これは消費活性化事業、プレミアム付き商品券発行に伴う過疎のソフトの発行の追加です。もう1点は、商店街コミュニティー施設整備事業、補助残の起債の発行です。4330万円。もう1点は、文化スポーツ振興債として、郷土資料館の解体に係る起債の発行です。第6目土木債、補正額5320万円の追加です。これも災害対策と同様、財源の交付金から起債への変更に伴う財源調整です。

続いて第2表の説明を行います。16頁へお戻り下さい。町債の総額に2億1640万円を追加し、総額を11億9690万円とするものです。追加は、防災施設整備及びしろがね牧場線シェルター改修事業の財源について臨時交付金の充当を予定していましたが、国が今年度限りの制度として措置した緊急防災減災事業債に振替えるものです。

それでは朗読します。

(第2表の朗読を省略する)

14頁の第1表は説明を省略します。以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、農林課長」の声)

はい、大西農林課長。

(農林課長 大西 能正君 登壇)

○農林課長(大西能正君) 議案第6号の提案理由についてご説明を申し上げます。今回の補正

は、歳出では水車軸受部の止水用リングの劣化と思われる漏水が起きましたので、その修繕料の増額と、平成15年度の発電開始以来11年目を迎えました、この施設の水車内部の精密点検整備を行う委託料の増額です。

歳入は、歳出増に伴う財源調整のための基金繰入金の増額です。初めに条文を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出よりご説明します。37頁をお開き下さい。

歳出、第2款発電施設費、第1項施設管理費、第1目発電事業管理費、補正の額661万6千円の増、主な理由は水車軸受け部からの漏水事故による修繕と水車内部の精密点検整備を行うものです。

前の頁の歳入へお戻り下さい。歳入、第2款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金、補正の額661万6千円の増、主な理由は歳出の増額に伴う財源調整です。

前の頁の第1表歳入歳出予算補正は省略をします。説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長(齊藤 正議員) 次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、水道整備室長」の声)

はい、宮崎水道整備室長。

(水道整備室長 宮崎 敏行君 登壇)

○水道整備室長(宮崎敏行君) 議案第7号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は39頁になります。今回の補正は、消費税及び地方消費税額の確定により一般管理費で公課費の増額をお願いするものです。以下、議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。最初に歳出からご説明申し上げます。43頁をお開きください。歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額3万1千円の増、平成24年度決算に基づく消費税及び地方消費税額の確定により不足額を補正するものです。

次に、歳入の説明を行います。41頁にお戻り下さい。歳入、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額3万1千円の増、前年度繰越金を歳出に充当するものです。

40頁の第1表歳入歳出予算補正は省略をします。以上です。よろしくお願ひします。

○議長(齊藤 正議員) はい、室長そのまま。

次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

宮崎水道整備室長。

○水道整備室長(宮崎敏行君) 議案第8号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は45頁になります。今回の補正は、消費税及び地方消費税額の確定により一般管理費で公課費の増額をお願いするものです。

以下、議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。最初に歳出からご説明を申し上げます。49頁をお開き下さい。歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、第1目一般管理費、補正額365万5千円の増。平成24年度決算に基づく消費税及び地方消費税額の確定により不足額を補正するものです。

次に、歳入の説明を行います。47頁にお戻り下さい。歳入、第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額365万5千円の増。前年度繰越金を歳出に充当するものです。46頁の第1表歳入歳出予算補正は省略をします。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) これで、4案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

4案件に関連する事項について総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、4案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第5号について総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第5号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第5号についての質疑を行います。

議案集の21頁及び22頁、初めに平成25年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第3款民生費までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の23頁から26頁、第4款衛生費から第6款農林水産業費までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の27頁及び28頁、第7款商工費についての質疑を許します。

(「はい、議長」の声)

7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。第7款、第1項、第2目商工業振興費、まず説明欄の（1）商店街コミュニティー施設整備事業ですが、工事費用9042万6千円の事業は木質バイオマス温水暖房設備と伺っていますが、暖房設備に重油暖房ではなく木質バイオマスを選定したのは、どのような理由によるのでしょうか伺います。2項目目として、説明欄の（2）美瑛町消費活性化事業交付金2500万円ですが、本件事業は商工会が発行するプレミアム付商品券に対する補助金と伺いましたが、発行事業の趣旨、目的や内容などについて伺います。続いて3項目目として、第2項文化スポーツ振興費、第4目郷土資料館費、説明欄には解体事業3700万円とあります。この郷土資料館の解体事業に伴って今までの展示資料などについては、今後どのように保管、管理されるのでしょうか。以上、3項目について伺います。

（「はい、経済文化振興課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、武井経済文化振興課長。

○経済文化振興課長（武井一真君） 私の方から1点目、2点目のご答弁を申し上げます。まず1点目の木質バイオの関係の選定理由ですが、3.11の大震災から再生可能エネルギーの国が提唱しています部分のものが非常に需要が多くなっている。また、木質バイオと重油との比較ですが、おおむね30%強の燃料費、費用ですが、費用で燃料費が賄えることから、この事業に着目をして今回この事業で施工します。続いて2点目の消費活性化のプレミアム商品券についてですが、これは過去5回ほどこの件について、平成21年から実施をしています。過去5回の経験を踏まえ、これまでもいろんな形でやっていますが、今回は15%のプレミアムを付けることで、その分の費用2500万円を補正します。これまでの経験から発行額は、1セット1万円で23枚です。従いまして500円券ですので1万1500円、1500円分がプレミアムの形になります。発行の総額は1億5300万、プレミアムを付けて1億7595万円になっていまして、これまでも行っていますが、大型店の枚数制限、1人の購入限度額は5万円、1世帯は一応6人までで30万円を限度とすることで、これは今までの経験から予約制に今回は致します。その優先順位ですが、高齢者70歳以上と障害をお持ちの方をまず第1優先、その次に子育て世帯ということで、高校生以下のお子さんをお持ちの方、その次に一般の方、さらにその次に商品券の取り扱い業者の順番をつけて、11月の末から予約受付、発行の運びで行います。引き換え期間を含めて11月の21日から翌年の4月30日までの期間を予定しています。年末を含めて、さらに入進学の時期で、それだけの期間を設けます。3番目は、文化スポーツの方からご答弁申し上げます。

（「はい、文化スポーツ推進室長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、鈴木文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長（鈴木貴久君） 郷土資料館の改善に伴い展示資料をどのように保管、管理するのかっていうご質問です。現在、郷土資料館の展示資料の公式的、町史で押さえてい

る数字は3825点となっていますが、今年度、正式に確認をしたところ現在3074点、分類では6分類に分けて、それぞれ文書類、産業類、自然生産類、生活文化類、考古学類、美術品類で3074点を確認しました。そこから劣化の激しいもの、それから保存状態のかなり厳しいものを除くものが240点ほどあり、現在2830点ほどを確認しています。今後、移行に当たり郷土資料館検討委員会の皆様に、さらにこの2800点のうちから移転できるもの、または破棄した方がよいもの、相当重複しているもの、例えば斧とか鋸とか、たくさんあるので、それらを引くと最終的には2千点ほど前後になるかと思っています。それを郵便局の裏の倉庫に詰めるだけ詰める。それから少しちょっと遠いですが五稜小学校の2階、2教室あります。そちらの方に入らなかった分を移行したい意向です。それから美術品の中に、美瑛町文化財第1号に指定しています高橋北修氏の、板に描いている絵画があります。これ6点ほどありますが、これは別途町民センターの普段利用されていない4階の階段の奥にあるんですが、ここにちょっとかなり広い倉庫があり、こちらに別途保管したいと考えています。以上です。

(「はい、議長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 最初の1点目、商店街コミュニティー施設整備事業ですが、ただ今のご答弁では重油暖房との効果、木質バイオマスがおおよそ燃料費が30%ほど減少するのではないかという試算があるということですが、今後この木質バイオマスによる温水暖房設備の燃料の効果が検証された場合、今までは重油暖房がほとんど本町の施設の設備だと思いましたが、今後も暖房設備の方針とか新規の整備、設備に生かされていくのでしょうか。今後の活用をどのようにお考えでしょうか、伺います。

次に、2項目目のプレミアム付き商品券ですが、購入した方が利用できるのは4月30日までですが、今までも高齢者の皆さんが多いわけですので忘れてしまって、せっかく購入した商品券を4月30日までに使い切れなかった方も出た場合、従来はある程度大目に見てくれていたようですが、その点を確認しておきたいと思います。

それから3項目目の郷土資料館の展示資料ですが、従来の展示資料を見せてもらっていましたが、中には美瑛町の郷土資料とは言えないような資料もありましたが、町民がせっかく寄贈してくれたもんだからということで保管、展示がされてたと思うんですが、今後も展示、保管は良いのですが、将来の展示の場合はどのように、そうした美瑛町の郷土資料とは言えない資料も今後とも将来に新たな資料館ができた場合、展示していくつもりなのか、どのように考えているのか伺いたい。また、もう1点は、新しい資料館の建設スケジュールですが、まだ正式には決まってないとは思いますが、おおよその建設スケジュール、工程、どのようにお考えでしょうか伺います。

(「はい、町長」の声)

○議長（齊藤 正議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 1点目について各課にまたがる質問となりましたので、私の方から答弁しますが、今回のボイラーは美瑛町においては試験的な取り組み、議員ご指摘のとおりそういう面もあります。非常に社会情勢が、いろんな形で厳しい環境で投資がちょっと戦争が起こりそうになれば石油の値段上がるとか、非常に厳しい環境にあります。こういう中で地元の資源を使って施設を運営するっていう事は重要な要素だと思っていますんで、今後こういった施設の展開を、今回の設置の状況をよく確認しながら前向きに進めていきたいと考えています。以上です。

（「はい、経済文化振興課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい。武井経済文化振興課長。

○経済文化振興課長（武井一真君） それでは2点目のプレミアム商品券の使用を忘れて云々という部分のご答弁ですが、今までもそうですが発行した券の当然ナンバー等も入ってございまして、これの使用状況は確認できる状況になっています。従いまして、それでチェックをした中で、例えば1か月前が良いのか2か月前が良いのかわかりませんが、何らかの形でご本人に通知をするような対策をとっていきたいと思っています。

（「はい、文化スポーツ推進室長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、鈴木文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長（鈴木貴久君） 郷土資料館の今後の展示のどのような展示をするのか。また、美瑛町の歴史的にないもの、美瑛町のものでないものを展示しているものをどうするかという質問に対してです。現在の展示は、今後、検討委員会の中で検討して決めていくものと思っていますが、今現在、岩石類、それぞれの町、遠くは本州の方から頂いた岩石の展示もあります。これらも含めて今後、郷土資料館検討委員会の皆さんに諮りまして、これについてどうするのか、写真に収めて展示するのか、今現在、郷土資料館の中のビデオを撮って回していますので、その中でも後でビデオを回しながら、こんなものあったと見れるような状態にして確認していますので、そんな形で展示する方法もあるのかなと思っています。それからもう1つ、資料館のスケジュールのおおよその考え方です。現在こちらのスケジュール的には、実際に全く決まってないのが現状です。今回の解体、移転の費用3700万円を認めていただければ、今後検討委員会の皆様に展示品の廃棄、移設できるもの等の確認をしていただき、10月中旬ほどから発注に入ります。その後12月までに移転、移転は11月上旬で終わる予定で、その後12月いっぱい解体をする予定です。その後、今現在のところ移転候補地としては、旧郵便局跡地、面積的に600平米弱ぐらいあるんですが、そちらの方を最有力地としています。まだ決定とはしていません。そちらの方で進めている予定です。その後、こちらの方でどうなるかと仮の話になりますが、補助申請、認可の手続きは行い、その後実施設計が来年度

26年度、建築工事が27年度という可能性となっています。以上です。

○議長（齊藤 正議員） 他に質疑ありませんか。

（「はい、議長」の声）

はい、2番森平議員。

○2番（森平真也議員） ちょっと質問の件数が多いのでちょっと私も整理しながら、質問させていただきたいと思います。まず、第1項商工費、第2目商工業振興費、説明欄（1）商店街コミュニティ施設整備事業、こちらについてですが、今回建物ではなくて設備を先に導入する話かと思いますが、まずこの事業が、全体でどういうものなのか町民の皆さんもあまりご存じないのかなど。という中で設備だけ決めていくのは私はちょっと流れがちょっと違うんじゃないかなと思いますので、まず昨日の一般質問でもこの話題が出ましたが、具体的にどういう施設なのか、町としてどう活用されていくべきなのか、ということがまず1点目。それと2点目が今回の設備も含めて建物、それからこれまでの設計等にかかった費用も含めて、この施設に対して全体で幾らの投資となるのかを2点目伺いたいと思います。

それから説明欄（2）の消費活性化事業プレミアム商品券のことと思いますが、時期的に去年はなかったように記憶してて、今回唐突にまた出てきたという印象があるんですが、町民の方も期待されている方もいたと思うんですが、どういう経緯でこのタイミングで今回提案されたのかについて3点目として伺いたいと思います。

それから質問変えまして、第2項文化スポーツ振興費の郷土資料館費、郷土資料館解体事業です。先ほど五稜小学校、それから旧郵便局に置くというお話があったんですが、まだ方向性が決まっていないのでありますが、今回解体するから一回出す、また方向が決まってまた運ぶといった時に、またこれ二度手間、三度手間があるんじゃないかなと思いますが、そういうことにならないのかどうか、それから今回この3700万円のうち輸送費も含まれると聞いてますが、このうちの輸送費に掛かる部分は幾らぐらいなのかについてまず伺いたいと思います。

（「はい、経済文化振興課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、武井経済文化振興課長。

○経済文化振興課長（武井一真君） それではまず1点目のなぜこの時期という部分ですが、先ほどもちょっとお話を申し上げましたが、3.11以来国の政策で再生可能エネルギーが注目されていると。この中で今こういう事業がありますが、こぞって市町村がこの事業を目指している部分もあります。それともう1点ですが、実は建物の坪数に応じて木質ボイラーは受注の生産になります。従いまして今聞いているところでは、この生産に約8か月強かかります。従いまして竣工時建物と併せて竣工した段階で、これを同時に入れて施工すると、オープンに付けるのは次年度以降になりますが、その合わせの部分を考えて今回発注をするということですね。それと2番目の総事業費的な部分ですが、今回木質バイオの関係で9千万円強を出してい

ましたが、先日の全員協議会の中でお話し申し上げましたが、詳細設計の部分で若干ちょっと不透明な部分ですが、建設事業計画の中で約4億ぐらいと言っています。それと今回の9千万円を合わせて、約5億円弱の総事業費の中で施行になると考えています。それと3点目プレミアム商品券ですが、先ほども言いました過去5回で取り扱っています。先ほどちょっと目的の部分に触れてなかったんですが、商店街と消費者を結びつけた継続的な事業展開で停滞している町内経済の活性化を図ることの目的で、これによって期待をされている町民の方々、そういう部分の解消を含めて、この間商工会等からの要望も受けた中で、今回実施をします。よろしくをお願いします。

○議長（齊藤 正議員） 1点目、目的がどう活用っていうのは町民にまだ知らされていないという点について。

○2番（森平真也議員） 施設の具体的な、その内容。

○経済文化振興課長（武井一真君） はい、すいません。ちょっとその部分については、11月号の広報等で今現在お知らせをするような段取りをしています。それでよろしいですか。

○2番（森平真也議員） 商店街コミュニティーの具体的な施設がどういうものなのかを、町民の方は知らないんじゃないか。

○議長（齊藤 正議員） 暫時休憩します。

休憩宣告（午前10時43分）

再開宣告（午前10時45分）

○議長（齊藤 正議員） はい、それでは再開します。

（「はい、政策調整課長」の声）

はい、中山政策調整課長。

○政策調整課長（中山勝利君） 今休憩中に政策調整課の方で当初この施設の目的、利用、そういったことを先行しました。そんなことから私の方から若干答弁をします。なぜ設備等を先行するのは、1回目武井課長の方からご案内をしました。炉の方に掛かる時間がかかり掛かる内容です。町民の意見等は、全体会議等で町民アンケートあるいは関係団体、社協だとか老人クラブ、町内の関係団体にお集まりをいただき、この利活用のご意見そういったものを拝聴し十分そういった意味では、この施設にその内容を取り組んでいます。今後の周知方法も、町広報等でご案内をしたいと思っておりますが、こういった各団体等のご意見も十分拝聴しながら、この建物の施設利用を進めてきた内容です。

○議長（齊藤 正議員） 暫時休憩します。

休憩宣告（午前10時47分）

再開宣告（午前10時47分）

○議長（齊藤 正議員） はい、再開します。

(「はい、政策調整課長」の声)

はい、中山政策調整課長。

○政策調整課長（中山勝利君） これも中身の整備内容ですが、1階部分は町民の方々の作品を展示するスペース、あるいは美瑛町内で写真活動とかそういった方々の作品を展示するスペースとして主に活用します。そして先般も一般質問で町長の方からご答弁をしましたが、いろんな事務所的機能も1階部分に整備をしたいと考えています。2階部分は、高齢者の方々そして子育て支援の立場からお年寄りからお子さんまで幅広い利活用をお願いをしたいと考えています。囲碁、そして将棋、あるいはご高齢の女性の方々では手芸とか、そういった中で皆さんでいろいろお話し合いしながら、若いお母さん方の子育ても遠目から見ると。そして中学生や高校生がバスや車を待つ時間にそこで読書をしたり、パソコンをしたり、そういった時間を過ごせる場所を主にこの施設を整備をしたいという内容になっています。

(「はい、文化スポーツ推進室長」の声)

○議長（齊藤 正義員） はい、鈴木文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長（鈴木貴久君） 郷土資料館の解体に伴い、移設をするのに建てた時に持ってきて二度手間、三度手間ではないのかというご質問です。ご承知のとおり郷土資料館は昭和38年に公民館として当時の公民館市街地に建てました。それから50年、今年で50年経過し、まず第1に老朽化しています。図書館昨年建ちましたが、実際図書館今年1年間運営していなかったために、実は3月の18日に町立病院側、それから3月21日に裏側に雪がどっと今年堆積した大雪が落ち、道路を塞いだ状況がありました。これがもう一つの原因になり、冬場対策、裏側にはフェンスを張って施していたんですが、それもぶち破って壊したということがありまして、今年の大雪状況どうなるかわからないんですが、とりあえず冬場の安全対策が確保できないこともありまして壊すことに至ったわけです。それで、壊した後に新築するとなると図書館並みの経費でいきますと2億4千万ほど掛かる内容で試算をしまして、また郵便局も38年同時期に建てたらしいんですが、こちらを耐震補強しまして、それより経費が落ちる1億5千万円ほど、予定の試算ですが、そちらの方で経費が安く済むので、とりあえず今のところ最有力地として郵便局跡地になってます。従いまして、その関係から費用対効果をはじき出し、こちらの二度手間の1回でなりますが一時期2年間保管して、また済むのであります。それからもう1点目の輸送費、その掛かる費用は、こちらで230万ほどを見積もっています。実は引っ越し業者の方をお願いして見積もりを出してもらいましたが、博物館並の梱包をやられたらしく桁が1桁違いました。よって今回、北修さんの絵はこちらの方で運びますし、それらはそんなに梱包しなくても運べると判断しました。以上です。

(「はい、議長」の声)

○議長（齊藤 正義員） はい、2番森平議員。

○2番（森平真也議員） はい、すいません。説明が伝わらなくて申し訳ありません。事業内容は、私は良い事業だなと思いますので、そこについてどうこうというつもりではなくて、町民の方であそこどうなるんだという声も未だに聞かれるんで公式な形で、

○議長（齊藤 正議員） コミュニティー施設の方ですね。

○2番（森平真也議員） はい、すいません。コミュニティー施設です。それを正式に公式な部分で聞きたかったのですが、今最初の答弁の中に総事業費5億円と伺いました。最初、このスーパー跡地を買い取る時に、取り壊すのに1千万円、2千万円掛かると。それよりは何か活用できるんじゃないかというところで、この事業の話がスタートしたと思ってるんですが、5億円といたらかなり新たに建てても立派なものが建てれるような、そんな金額のような気がするんですが、例えば最初から必要な規模で必要な建物をつくる方がコストが抑えられるのかなと思ったりするんですが、この事業、建物を活かして改修する手法でコストの妥当性はいかなのかなというの、まず1点目に再質問したいと思います。

それから2点目は、消費活性化事業プレミアム商品券なんですけど、要望があって今回事業ができたということですが今後はどういう予定なのか、今後のこの事業の計画性を伺いたと思います。これが2点目です。

3点目が郷土資料館です。平成27年を目指しての部分は承知しました。現在の場所に建て替えることはないとおっしゃってたんですが、今後この解体後に空き地となる部分をどう活用されるとか、この部分について以上3点再質問します。

（「はい、政策調整課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、中山政策調整課長。

○政策調整課長（中山勝利君） それでは1点目は私の方からご説明をしたいと思います。町民の方々の周知は、11月の広報にパースそして施設の概要を町の広報紙で町民の方々にご案内をしたいと思います。それで建設費の概算金額5億円はどうなんだということです。先般、実施設計を発注しました。最大限見積もっても5億円だろうという概算金額でご理解をいただきたいと思います。実施設計後は、いろんな会で、機会でご案内をしていきたいと思っています。失礼しました。答弁漏れです。再利用で元々商店のスーパーとして活用されていた建物です。H鋼の柱がある一定間隔でバランスよく配置されている建物です。そういったものを活用しながらの設計です。新たに新築して、建てた方がどうなんだという事もあるかと思いますが、私どもとしてはその柱をそのまま利用し、当初駐車スペースとして1階部分を活用することでご購入をしましたが、1階部分のたもっく側に一定の駐車スペースも確保し、また本通り側の信金横のスペースも議会のご承認をいただき駐車スペースとして確保しました。そういった駐車スペースを確保しつつ現在の柱を活用した建物で、実際設計するとどうなのかはちょっと積算していませんが、そういった活用をします。

(「はい、経済文化振興課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井経済文化振興課長。

○経済文化振興課長(武井一真君) 2点目の今後の計画性云々の話ですが、ちょっと確認をしたいのは、次年度以降のこれに対するものがどういう計画になってるかのご答弁でよろしいでしょうか。今回こういう形ですが、今後の経済情勢、町内の購買力その辺を見極めながら、また商工会の方とご相談をしながら、どういう対策が打てるのか、打てないのかその時点で判断をしたいと思っています。

(「はい、文化スポーツ推進室長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、鈴木文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長(鈴木貴久君) 解体後の場所、どのように利用するかの質問です。実際のところまだ議論には至っていません。何らかの公共施設の建設用地になろうかと思いますが、今回のお願いは、あくまでも建物の50年経過する老朽化と、冬場の安全、維持管理に伴う解体でご理解願いたいと思います。

○議長(齊藤 正議員) 他に質疑ありませんか。

(「はい、議長」の声)

ちょっと後回しにして11時15分まで休憩いたします。

休憩宣告(午前10時59分)

再開宣告(午前11時15分)

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(「はい、議長」の声)

はい、11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) はい、11番角和です。私からは2点質問をします。まず1点目です。第7款、第1項、第2目商工業振興費(1)商店街コミュニティー施設整備事業です。先ほどの森平議員の質問を受けてご質問します。現在のスーパーの基礎部分、これを再利用して再生を図ることと一から新たに着工した場合の費用について、その差額をどのように試算しているのかお尋ねします。2点目は、第7款、第2項、第3目町民センター費、町民センター管理運営事業修繕費です。フロアの改修と伺っていますが、このフロア全体を改修するのかどうか今一度、概要をお尋ねします。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) コミュニティーセンターの関係で、議員の皆さん方から多く今ご質問いただいていますので、私の方から少し考え方、これまでの経緯等を全体を見て答弁しますが、一つはこの元の商業用施設を購入する段で議員の皆様方にもご理解をいただき、町の中に駐車場

も含めた活用を検討したいということで購入をしました。当初は、民間の方が活用して町の活性化につながるものであればと、施設の推移等を見ていましたが、なかなか長年掛かってだんだん老朽化を進む一方で、私の方からも町のいろんな関係機関と連携し話をしながら、それであれば商工会からも町の景観、こういった部分も課題が出てるので、いろいろと関係者の方々にお力をいただき購入をした経過があります。そういった中で今回のこの施設を含めた、場所も含めた部分はどんなふうに検討してくのが良いだろうと、いろいろと意見交換をしました。私の方としては、駐車場等また施設も解体することも当然視野に入れた訳ですが、各課のいろんな協議の中から冬の町民の方々の活動の場、特に小さい子供たち、また高齢者の方々の生活環境の改善等、町長何とかそういうとこでできないかという意見があり、また私の方からも丘のまちびえいの町づくりを進めながら一方で町民の方々なり、またいろんな作品活動をしている方々の展示の場所の部分では今町民センターが中心であります、場所的にもここは活動の拠点として非常に有効に使える場だと思っておりますが、しかし多くの方々に自由に見ていただける場としては、こういった場所が良いんじゃないかということもいろいろ協議をしたところなんです。それで、じゃあ今ある施設と今後のこの場所での施設運営を考え合わせたときに、あの場所は地下もあり、あの施設全体を解体すると基礎部分全て相当大掛かりなことを廃棄物も含めて大掛かりなことになると判断をしました。そういったことから、こういった機能を町民の方々にまずアンケートをとってどういう要望があるのか調べてみて要望が多いと、我々も考えることも有効であるのであれば、既存の施設をどう有効利用するかを設計屋ともいろいろ協議してくれとなりました。それで、いろいろと協議している中で今の施設を有効に使いながら、まちづくりに活用できる方向が可能ということで、専門家の方々との意見が合意をしましたので、そういう認識を我々も得ましたので、この施設の有効利用で進んできたわけです。これを新規な建物を設計して見積もりを出していないので、それが幾ら違うかについて明確に私の方から今、担当の方からも答えるのは難しいかと思いますが、ただ今申し上げたとおり、鉄骨の部分、基礎の部分、それから地下室の部分等を解体すれば相当の費用が掛かることは、これは議会でご理解をいただけたらと思っております。既存の施設が有効に活用できる、そういう取り組みを成立する判断をした中で、こういった提案をしているところでありますので、その部分はどうかご理解をいただきたいと思っております。どうしても出せということであれば設計屋に経費計上して、そして試算をすることは可能ですが、この部分は、そういった再利用のできる内容ですんで、再利用した方が有効的な部分のご理解をいただきたいと思っております。以上です。

（「はい、文化スポーツ推進室長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、鈴木文化スポーツ推進室長。

○文化スポーツ推進室長（鈴木貴久君） 町民センターの美丘のフロア改修の概要のご質問です。

平成20年にまちづくり交付金事業にて、国の耐震構造補強とそれから施設の耐久性の向上を図るために内外層の大規模改修を行いました。その中で1階にある美丘、トレーニングセンターですが多目的ホールに変更をしました。その際に議員ご存じだと思いますが、ホール内に移動式の椅子を設けました。22人の15列です。その際、ホール床材は移動椅子の稼働性、それから経済性を考慮して裏側の事務室側入り口側の収納部分から真ん中付近約6割を占めています。この部分を荷重に耐えられる移動式の荷重フロアを採用しました。ステージ側はステージ側から8メートルまでは可動式の椅子は伸びないんですが、それまでの間8メートルの14メートルで112ヘーバーこの部分をそんなに経済的に回数が無いだろうと、一般的な木目調のビニールシートフロアを採用しました。これでいけると施工したわけですが、昨年頃より移動式の日数の積み上げにより、多い時で平成22年に22回ほど美丘の椅子往復で出していますが、そこに昨日確認したら3か所ほど亀裂が入っており確認しています。その分3か所。それから少しちょっと亀裂が入りそうだなっていうのもありますが、そこがあります。この部分を荷重用に耐えられる床材に変えます。この事によりフロアで活動される団体に、躓き等も無くなり安心して使える施設になると思っています。以上です。

（「はい、議長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、角和議員。

○11番（角和浩幸議員） はい、ではまず商店街コミュニティー施設で再質問します。1点目、商店街コミュニティー施設整備の方ですが、ご説明で概要はわかりました。ただ、先ほど来から議員の方からお話出てますが、そもそも当初は解体して駐車場で活用していく、そのためにまず購入するところからスタートしたお話でした。その後の調査で基礎部分立派であると、十分耐えられるので、では有効活用という現計画になったと理解していますが、基礎部分活用するから、できるからこそ先ほどのご説明ですと総事業費5億円となっています。非常に大きなプロジェクト事業となった面があると思う次第です。やはり町民のためにすごい有効活用することと、やはり税金の掛かる、コストの掛かる話ですので、この現計画を遂行することによってコストは掛かっても町民の為になるんだという事であることなのかを再度お尋ねしたいと思います。もう1点、町民センターの方ですが移動観覧席、移動席は当初の予定どおりです。で言ってみればフロアに負荷が掛かることは、当初から予見できていたと思われ。リニューアルオープンして今年3年目ですが、この時点で不具合が出たのは、老朽化よりは設計段階、あるいは当初の計画で不備があったと指摘せざるを得ないのですが、その点のお考えを伺います。

（「はい、町長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 前段について我々も提案をしていますから、費用対効果、住民に対して、

町づくりにとって有効であると判断をして提案をしているという答弁としたいと思っています。それから町民センターの関係、私も説明を受けて何だということでしたが、フロアの貼物を今変えるのは、実は重量の掛かる部分のフロアは、当初から厚めのフロアシートをひいていました。しかし、だんだん使用回数が年々多くなってきて、活用していただけるのは良いことですが、その段階で予測しきれなかった、軽いとこまで少し床が傷んできたので、その部分だけ補修しながらやってやれないことはないんですが、そういうことをやるよりも今回根本的な部分を椅子が引き出るところ全体を今後課題が出ないように整備してしまおうということですが、議員から当初からそこをやっておけばっていうこと、これはもう当然そういうことではありますが、今回我々もそういうことに注意しながら床の部分も取り組んできたんですが、業者ともいろいろ協議しながら進めてきたんですが、それよりも前段の部分の劣化が激しかったので、今回その部分は全体的に修理をしたいということです。よろしくお願いします。

○議長（齊藤 正議員） 他に質疑ありませんか。

（「はい、議長」の声）

はい、11番濱田議員。

○12番（濱田洋一議員） 私も商店街のコミュニティーで1点お伺いをしたいと思います。今回木質のバイオマスのボイラーを導入する予算が計上されていますが、このボイラーの部分をちょっとお聞きをしたいと思いますが、まず木質の専用燃料か、あるいは一般の薪って言いますか、そういう部分も併用で燃やして燃焼が可能なものかどうか。それから、その燃料の安定供給の部分ですが、やはり薪、木質ですので無い状況も想定をされると思いますが、油と併用しながら燃やすことができるかどうかの部分。それからメンテナンスの部分に私もこれ現物は見てません。わかりません。メンテナンスの部分でコストがどれぐらいいるのか。それと安全面、いかなる状況にも安全性を担保できるのかどうかと。それと夏の冷房の問題も出ようかと思いますが、もちろんボイラーですので循環しながら冷房が可能かと思いますが、その内容、状況について、お知らせを願いたいと思います。

（「はい、政策調整課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、中山政策調整課長。

○政策調整課長（中山勝利君） それでは私の方からご答弁をします。何点かありました。最初に燃料の安定的な供給ができるのかと。この炉は、基本的には木質ですからチップとかおが粉とか、さらには廃材の木これは少し小さめに細断しますと有効に活用できます。安定供給も現在、森林組合にてチップとかおが粉を製作している。十分に提供できるというご案内もいただいています。コストも、冒頭、経文課の課長の方からご案内しましたが、A重油を焚いたときとの比較をしています。およそ70%から50%がA重油のコストが削減できるという試算もできています。下川とか、いろんな今公営住宅、下川は公営住宅等に活用されていますが、そ

ういった情報も私ども得ながら、この導入を図ったということです。また、メンテナンスですが基本的には燃やすと灰が出ます。灰を除去すると。それと定期的に年1回のメンテナンスが定期検査です。が必要であると。灰も、旭川の業者では灰を活用して土づくりをするということで、それも無駄にはならないだろうと理解をしています。ただ灰は十分な燃焼をする、そして水銀等が混ざっていないのが確約できれば、そういった土づくりに活用できます。美瑛町はそういった意味で基本的にはチップ、おが粉等々の間伐材を活用したのになりますから、比較的そういった不純物は入らないだろうと理解をしています。また夏の冷房ですが、当然木質ボイラーを活用した冷房も可能です。しかしながら2千万円、3千万円のコストが掛かります。そこで我々、この本体の建物にソーラーシステムを導入しようとして今進めています。ソーラーシステムで電力をそこでもらって、そしてこのボイラー等に使っていかうと、またボイラー等の防火策、これは当然消防法の適用の建物ですので、そういった安全性には万全を尽くしたいと思っています。そういった状況です。また、答弁漏れがありましたらご指摘いただければと思います。

(「はい、議長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、濱田議員。

○12番(濱田洋一議員) はい、今ご答弁いただきました。ありがとうございます。ソーラーも入れることも考えてらっしゃると。その部分は、先ほどの全体の事業費に含まれるのかどうか1点。それから安全性ですが、木質なので石油ストーブあるいは重油なんかで地震なんかがあった、あるいは異常燃焼したときに油でしたら一発でスパッと消火する状況だと思んですが、この場合の消火のシステムの部分は、分かればでよろしいですが把握はされてらっしゃいますか。

(「はい、政策調整課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、中山政策調整課長。

○政策調整課長(中山勝利君) 十分な把握という意味では、すぐに燃焼を止めるかは聞いていませんが、確実に燃えているものを、最大限燃えているものを縮小させるのはできると確認をとっています。じゃあ何分なのかとなると、そこまではちょっとなお検討させていただく、お聞きしたいと思っています。それから万が一この木質ボイラーに事故がある、例えば地震とか事故があって使えないときには、本体にバックアップの燃料の重油タンクも作りました。すぐにこちらが消化をし、そして冬期間バックアップが必要な場合はそのバックアップの重油で賄う内容になっています。ソーラーを含めて、ソーラーは本体工事に、建物の本体の方に工事費として積算をする予定なっています。当然今の各省庁で補助制度がありますから、そういったものに乗って整備を進めていくと。炉の方の整備費の中には、ソーラーの整備費は組み込まれていないことをご理解いただきたいと思います。入ってないです。

○議長（齊藤 正議員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案集の29頁から32頁まで、第8款土木費についての質疑を許します。

（「はい。議長」の声）

はい、8番八木議員。

○8番（八木幹男議員） 8番八木です。32頁になりますが、説明欄（3）東町公園の駐車場整備事業なんです、こちらは東町公園のどの位置になって、どの程度の台数が止められるのか。

（「はい。建設水道課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、三田村建設水道課長。

○建設水道課長（三田村直樹君） 東町公園駐車場整備事業の場所と規模とを説明します。場所は、どんぐり保育園の向かいの東町公園の敷地を設定してまして、駐車場台数は10台予定しています。以上です。

（「はい、議長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、八木議員。

○8番（八木幹男議員） はい、実は東町公園ですが、バスケットコートとそれから野球のできる施設でバックネットがあるんですが、かなり老朽化してます。こんな形で東町公園全体を見るようなことを考えなかったのかどうか、ちょっとその辺のところ。

（「はい、建設水道課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、三田村建設水道課長。

○建設水道課長（三田村直樹君） 公園の全体計画ですが、公園の長寿命化計画も設定しまして、その中で東町公園のリニューアルも考えていきたいと、今後考えていきたいと考えています。バスケットコートとか、あとバックネット、あと、どんぐり保育園があるものですから公園の園児たちも使えるような形の遊具も設定したいと考えています。以上です。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案集の31頁及び32頁、第9款消防費から第12款諸支出金までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案集の17頁から20頁まで、歳入全款について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の13頁から16頁まで、平成25年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに第2表地方債補正についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号についての質疑を行います。

議案集の33頁から38頁まで、平成25年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号についての質疑を行います。

議案集の39頁から44頁まで、平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第7号についての質疑を終わります。

次に、議案第8号についての質疑を行います。

議案集の45頁から50頁まで、平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第8号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。

4案件の討論は一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。従って、4案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、4案件について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第5号から議案第8号までの4案件についての討論を終わります。

これから日程第6、議案第5号の件を採決します。

議案第5号、平成25年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。従って、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号の件を採決します。

議案第6号、平成25年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号の件を採決します。

議案第7号、平成25年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。従って、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第8号の件を採決します。

議案第8号、平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 債務不存在確認申請事件の和解について

○議長(齊藤 正議員) 日程第10、議案第10号、債務不存在確認申請事件の和解についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、保健福祉課長」の声)

はい、藤原保健福祉課長。

(保健福祉課長 藤原 悟君 登壇)

○保健福祉課長(藤原 悟君) 議案第10号の提案についてご説明申し上げます。議案集は52頁になります。昨年10月6日に南町高齢者住宅にて、当時88歳の男性入居者が亡くなり、退去の際にその汚損状況から一般修繕を町が立て替え負担をして実施をしました。この男性には相続人が明らかでないことから相続財産管理人が選任され、その相続財産管理人から一般修繕料は経年劣化の範囲であり、賃貸借契約の終了に基づく原状回復義務は存在しないことの確認を求める訴状が出されました。裁判を行ってきたところ、このたび裁判所から和解提示がありましたので、和解条項を締結したいので議会の議決をお願いするものです。それでは議案条文を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第10号の件を採決します。

議案第10号、債務不存在確認申請事件の和解についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 大雪消防組合を組織する地方公共団体数の増加及び大雪消防組合格約の変更について

○議長(齊藤 正議員) 日程第11、議案第11号、大雪消防組合を組織する地方公共団体数の増加及び大雪消防組合格約の変更についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、総務課長」の声)

石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

○**総務課長(石井典夫君)** 議案第11号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は53頁、改正に伴う新旧対照表は資料の8頁から10頁になります。上川中部消防組合が解散し、当麻町、比布町及び愛別町の3町が大雪消防組合に加入することから、大雪消防組合規約の一部を変更するものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○**議長(齊藤 正議員)** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第11号の件を採決します。

議案第11号、大雪消防組合を組織する地方公共団体数の増加及び大雪消防組合規約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。従って、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○**議長(齊藤 正議員)** 日程第12、議案第12号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、保健福祉課長」の声)

はい、藤原保健福祉課長。

(保健福祉課長 藤原 悟君 登壇)

○**保健福祉課長(藤原 悟君)** 議案第12号の提案についてご説明申し上げます。議案集は55頁、新旧対照表は資料の11頁になります。この度の規約の一部改正は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人が住民基本台帳に登録されることになったため、これに係る規約の変更を地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。それでは議案条文を朗読し

ます。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第12号の件を採決します。

議案第12号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。従って、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 教育委員会委員の任命について

○議長(齊藤 正議員) 日程第13、議案第9号、教育委員会委員の任命について同意を求め
る件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

(「はい、町長」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 人事案件です議案第9号、議案集51頁となりますが、提案理由の説明
を申し上げます。まず朗読をします。

(議案の朗読を省略する)

小林氏は、平成13年10月から教育委員会委員として努められ現在3期目です。平成25
年10月より4期目で提案を申し上げますが、これまでも大変ご活躍をいただきました。引き
続きご活躍をいただきたいと、識見を生かしていただければと願ひしています。小林氏の教
育委員会委員の再任について、委員の任期は再任されますと平成25年10月1日から29年
9月30日までの4年です。よろしく議会の同意を願ひします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論ですが、省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第9号の件を採決します。

議案第9号、教育委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数です。従って、議案第9号の件は同意することに決定しました。

日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（齊藤 正議員） 日程第14、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。本件について提出者の説明を求めます。

（「はい、町長」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 諮問第1号について、提案理由の説明を申し上げます。議案集64頁です。まず朗読をします。

（議案の朗読を省略する）

前任の桑尾氏が3年1期擁護委員として努めていただきました。大変ご活躍をいただき、お力をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。一身上の都合で退任の意を我々に申し出てこられましたので、次に小野寺氏を推薦したいということで議会の同意を求めるものです。小野寺氏は、略歴であります昭和55年6月美瑛町役場に採用され、平成15年9月から平成19年6月が農林課長、平成19年7月から平成24年3月には保健福祉課長、役場の職員として定年になるまで、本当によく頑張っていた。私は大変力をいただき感謝をしています。人権擁護委員候補者の推薦は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に対して候補者を推薦することになっています。このたび美瑛町を担当する人権擁護委員の任期が満了となるため、推薦に当たり議会の同意を求めるものです。委員の任期は3年で同意をい

ただきますと、認定をいただきますと、平成26年1月1日から平成28年12月31日までの任期となります。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 暫時休憩します。

休憩宣告（午前11時55分）

再開宣告（午前11時57分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

本件は、お手元に配付してます意見のとおり答申したいと思ひます。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。従って、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付してます意見のとおり答申することに決定しました。

午後1時まで休憩いたします。

休憩宣告（午前11時58分）

再開宣告（午後 1時00分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 認定第1号 平成24年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第2号 平成24年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第3号 平成24年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第4号 平成24年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第5号 平成24年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第6号 平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第7号 平成24年度美瑛町水道事業会計決算の認定について

日程第22 認定第8号 平成24年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

○議長（齊藤 正議員） 日程第15、認定第1号、平成24年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第16、認定第2号、平成24年度美瑛町国民健康保険特別会計歳

入歳出決算の認定についての件、日程第17、認定第3号、平成24年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第18、認定第4号、平成24年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第19、認定第5号、平成24年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第20、認定第6号、平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第21、認定第7号、平成24年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件及び日程第22、認定第8号、平成24年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題とします。

まず、認定第1号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、総務課長」の声)

石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

○**総務課長(石井典夫君)** 認定第1号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の56頁になります。平成24年度の美瑛町一般会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものです。それでは最初に議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊の平成24年度美瑛町各会計決算書と平成24年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により、決算の内容についてご説明を申し上げます。

最初に、平成24年度美瑛町一般会計歳入歳出決算書について、決算書により説明を申し上げます。1頁になります。歳入歳出決算書の歳入から説明をします。歳入合計額のみ読み上げます。3頁になります。歳入合計、予算現額115億8306万円、調定額104億8903万5365円、収入済額103億3216万7302円、不納欠損額423万5409円、収入未済額1億5263万2654円、予算現額と収入済額との比較12億5089万2698円の減です。

続いて5頁になります。次に、歳出について説明をいたします。7頁の合計額のみを読み上げます。歳出合計、予算現額115億8306万円、支出済額101億1784万5142円、翌年度繰越額13億2715万2000円、不用額1億3806万2858円、予算現額と支出済額との比較14億6521万4858円、歳入歳出差引残額2億1432万2160円。9頁以降の歳入歳出決算の事項別明細書と149頁の充用内訳は説明を省略させていただきます。

150頁の実質収支に関する調書になります。150頁です。実質収支に関する調書は区分、金額の順に読み上げます。1歳入総額103億3216万7302円、2歳出総額101億1784万5142円、3歳入歳出差引額2億1432万2160円、4翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費逓次繰越額0円、(2)繰越明許費繰越額4720万2千円、(3)事故繰越

繰越額0円、計4720万2千円、5実質収支額1億6712万1600円の黒字です。6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による、基金繰入額は0円です。

次の頁以降の財産に関する調書は説明を省略します。

次に、別冊の決算に係る行政報告書により説明をします。1頁をお開き下さい。平成24年度美瑛町一般会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、平成24年度における主要な施策とその成果について報告します。以下、1総括を抜粋し朗読し説明にかえます。

(行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長(齊藤 正議員) 次に、認定第2号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、保健福祉課長」の声)

はい、藤原保健福祉課長。

(保健福祉課長 藤原 悟君 登壇)

○保健福祉課長(藤原 悟君) 認定第2号についてご説明します。議案書の57頁をお開き願ひします。認定第2号については、平成24年度の美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定をお願ひするものです。最初に議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の157頁をお開き願ひします。157頁です。歳入歳出決算書、歳入歳出の合計額のみ申し上げます。最初に歳入です。予算現額112万円、調定額2060万4253円、収入未済額172万5403円、不納欠損額356万3532円、収入未済額1531万5318円、予算現額と収入済額との比較60万5403円。

次に歳出です。予算現額112万円、支出済額93万1700円、不用額18万8300円、予算現額と支出済額との比較18万8300円、歳入歳出差引残額79万3703円。以下、事項別明細書は省略します。

次に、決算書の165頁をお開き願ひします。165頁、実質収支に関する調書です。各項目とも、区分、金額の順に申し上げます。1歳入総額172万5403円、2歳出総額93万1700円、3歳入歳出差引額79万3703円、4翌年度へ繰り越すべき財源計0円、5実質収支額79万3703円、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

次に、別冊決算に係る行政報告書の52頁をお開き願ひします。

(行政報告書の朗読を省略する)

以上です。よろしくお願ひします。

○議長(齊藤 正議員) はい、課長そのまま。次に認定第3号について提案理由の説明を求め

ます。

藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原 悟君） 引き続き、認定第3号についてご説明をします。議案集の58頁をお開き願います。認定第3号は、平成24年度的美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。最初に議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

次に、決算書の166頁をお開き願います。166頁、歳入歳出決算の合計額のみを申し上げます。歳入、予算現額1億2977万4千円、調定額1億2973万6372円、収入済額1億2973万6372円、予算現額と収入済額との比較3万7628円の減。

歳出、予算現額1億2977万4千円、支出済額1億2950万205円、不用額27万3795円、予算現額と支出済額との比較27万3795円、歳入歳出差引残額23万6167円。以下、事項別明細書は省略をします。

次に、172頁をお開きください。172頁です。実質収支に関する調書です。各項目とも区分、金額の順に申し上げます。歳入総額1億2973万6372円、歳出総額1億2950万205円、歳入歳出差引額23万6167円、4翌年度へ繰り越すべき財源計0円、5実質収支額23万6167円、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。下段の財産に関する調書は省略をします。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の53頁をお開き願います。

（行政報告書の朗読を省略する）

以上です。よろしく願い申し上げます。

○議長（齊藤 正義員） 次に、認定第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、農林課長」の声）

はい、大西農林課長。

（農林課長 大西 能正君 登壇）

○農林課長（大西能正君） 認定第4号の提案理由についてご説明を申し上げます。平成24年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いします。議案集の59頁をお開き下さい。初めに議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

続いて、決算書の173頁をお開きをください。歳入歳出決算書は合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額3225万6千円、調定額3224万7868円、収入済額3224万7868円、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較8132円の減額です。

続いて歳出です。予算現額3225万6千円、支出済額3224万7868円、不用額8132円、予算現額と支出済額との比較8132円の増額です。歳入歳出差引残額0円です。1

0 頁以降の事項別明細書は省略します。

続いて、決算書 179 頁をお開き下さい。実質収支に関する調書です。区分、金額、1 歳入総額 3224 万 7868 円、2 歳出総額 3224 万 7868 円、3 歳入歳出差引額 0 円、4 翌年度へ繰り越すべき財源 0 円です。財産に関する調書は省略します。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の 54 頁をお開きをください。

(行政報告書の朗読を省略する)

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) 次に、認定第 5 号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、水道整備室長」の声)

はい、宮崎水道整備室長。

(水道整備室長 宮崎 敏行君 登壇)

○水道整備室長(宮崎敏行君) 認定第 5 号の提案についてご説明申し上げます。議案集の 60 頁をお開き下さい。平成 24 年度白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いします。以下、議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の 180 頁をお開き願います。歳入歳出決算です。歳入歳出とも合計欄のみをもってご説明申し上げます。

歳入、予算現額 1710 万 8 千円、調定額 1714 万 4361 円、収入済額 1714 万 4361 円、予算現額と収入済額との比較 3 万 6361 円。

歳出、予算現額 1710 万 8 千円、支出済額 1607 万 6699 円、不用額 103 万 1301 円、予算現額と支出済額との比較 103 万 1301 円、歳入歳出差引残額 106 万 7662 円。以下、事項別明細書は省略をします。

次に、188 頁をお開き願います。実質収支に関する調書の説明を区分、金額の順にご説明申し上げます。1 歳入総額 1714 万 4361 円、2 歳入総額 1607 万 6699 円、3 歳入歳出差引額 106 万 7662 円、4 翌年度へ繰り越すべき財源計 0 円、5 実質収支額 106 万 7662 円、6 実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額 0 円。財産に関する調書は省略します。

次に、別冊の行政報告書の 55 頁をお開き願います。

(行政報告書の朗読を省略する)

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) はい、そのまま。

次に、認定第 6 号について提案理由の説明を求めます。

宮崎水道整備室長。

○水道整備室長（宮崎敏行君） 認定第6号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集の61頁をお開き願います。平成24年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いします。以下、議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

次に、決算書の190頁をお開き願います。歳入歳出決算書、合計欄のみをもってご説明申し上げます。歳入、予算現額5億2551万3千円、調定額4億6626万134円、収入済額4億6052万9132円、不納欠損額16万2780円、収入未済額556万8222円、予算現額と収入済額との比較6498万3868円の減です。

次の頁をお開き願います。支出、予算現額5億2551万3千円、支出済額4億5461万5922円、翌年度繰越額6800万円、不用額289万7078円、予算現額と支出済額との比較7089万7078円、歳入歳出差引残額591万3210円。以下、事項別明細書は省略します。

次に、202頁をお開き願います。実質収支に関する調書の説明を区分、金額の順にご説明申し上げます。1歳入総額4億6052万9132円、2歳出総額4億5461万5922円、3歳入歳出差引額591万3210円、4翌年度へ繰り越すべき財源計0円、5実質収支額591万3210円、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により基金繰入額0円。財産に関する調書は省略します。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の56頁をお開き願います。

（行政報告書の朗読を省略する）

以上です。よろしくお願います。

○議長（齊藤 正議員） はい、そのまま。

次に、認定第7号について提案理由の説明を求めます。

宮崎水道整備室長。

○水道整備室長（宮崎敏行君） 認定第7号の提案についてご説明申し上げます。議案集の62頁をお開き願います。平成24年度水道事業会計決算の認定をお願いします。以下、議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の決算に係る行政報告書の58頁をお開き願います。

（行政報告書の朗読を省略する）

次に、決算書の203頁をお開き願います。水道事業、決算の報告の収益的収入と支出について報告します。平成24年度美瑛町水道事業決算報告書、収入支出とも水道事業収益、水道事業費用のみをもってご説明を申し上げます。収入、第1款水道事業収益、当初予算額2億4932万2千円、補正額30万9千円、合計2億4963万1千円、決算額2億4532万6

21円、予算額に比べ決算額の増減431万379円の減。

支出、第1款水道事業費用、当初予算額2億4810万2千円、補正予算額46万5千円、合計2億4856万7千円。決算額2億4294万7103円、不用額561万9897円。

次の頁をお開き願います。次に、資本的収入及び支出について報告します。収入、支出とも資本的収入及び資本的支出をもってご説明を申し上げます。収入、第1款資本的収入、当初予算額6593万9千円、補正額869万7千円の減、合計5724万2千円、決算額5724万1091円、予算額に比べ決算額の増減909円の減。

支出、第1款資本的支出、当初予算額1億2923万3千円、補正予算額1001万4千円の減、合計1億1921万9千円、決算額1億1905万8273円、不用額16万727円、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6181万7182円は、当年度消費税資本的収支調整額166万8268円、過年度分損益勘定留保資金6014万8914円で補填した。以下、財務諸表及び決算付属書類等は省略します。

以上です。よろしく願います。

○議長（齊藤 正議員） 次に、認定第8号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、町立病院事務局長」の声）

はい、太田町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 太田 茂夫君 登壇）

○事務局長（太田茂夫君） 認定第8号の提案理由を説明申し上げます。議案集の63頁をお開き願います。認定第8号は、平成24年度の美瑛町立病院事業会計決算の認定をお願いするものです。以下、朗読をもってご説明します。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の決算書に係る行政報告書の60頁をお開き願います。

（行政報告書の朗読を省略する）

次に、決算書の224頁をお開き願います。平成24年度美瑛町立病院事業決算報告書です。1収益的収入及び支出は、病院事業収益、病院事業費用の総額のみを申し上げます。収入、病院事業収益、当初予算額13億421万7千円、補正予算額7千万円の減、予算額合計12億3421万7千円、決算額11億2338万157円、予算額に比べ決算額の増減1億1083万6843円の減。

次に支出です。病院事業費用、当初予算額13億421万7千円、補正予算額7千万円の減、予算額合計12億3421万7千円、決算額11億7001万5547円、不用額6420万1453円。

次に225頁をお開きください。2資本的収入及び支出です。資本的収入、当初予算額8千万円、補正予算額2320万円の減、予算額合計5680万円、決算額5680万円、予算額

に比べ決算額の増減0円。資本的支出、当初予算額1億7454万2千円、補正予算額2034万円の減、予算額合計1億5420万2千円、決算額1億5419万2825円、不用額9175円、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9739万2825円は、当年度消費税資本的収支調整額338万6845円、過年度分損益勘定留保資金9400万5980円で補填をしました。

以下、財務諸表、決算附属書類等は説明を省略します。

以上、提案理由の説明を終了しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

（「はい」の声）

はい、有富代表監査委員。

（代表監査委員 有富 武君 登壇）

○代表監査委員（有富 武君） それでは、平成24年度美瑛町一般会計、特別会計基金運用状況等の決算の審査意見及び平成24年度美瑛町公営企業会計決算の審査意見を申し上げます。

別冊の意見書をお開き願います。初めに、平成24年度美瑛町一般会計、特別会計、基金運用状況と決算審査の意見を申し上げます。

（意見書の朗読を省略する）

監査委員からの審査意見は、以上です。

○議長（齊藤 正議員） これから総括質疑を行います。

認定第1号から認定第8号までについての関連事項の総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第1号から認定第8号までについて関連事項の総括質疑を終わります。

次に、認定第1号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第1号の総括質疑を終わります。

次に、認定第2号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第2号の総括質疑を終わります。

次に、認定第3号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第3号の総括質疑を終わります。

次に、認定第4号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第4号の総括質疑を終わります。

次に、認定第5号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第5号の総括質疑を終わります。

次に、認定第6号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第6号の総括質疑を終わります。

次に、認定第7号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第7号の総括質疑を終わります。

次に、認定第8号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第8号の総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっています、日程第15、認定第1号から日程第22、認定第8号までの8案件の審議は、議長及び監査委員を除く12名の委員で構成する平成25年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。従って、ただいま一括議題となっています8案件の審議は、議長及び監査委員を除く12名の委員で構成する平成25年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることに決定しました。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

しばらく休憩いたします。

休憩宣告（午後 1時57分）

再開宣告（午後 2時18分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に、平成25年度美瑛町議会決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が参りましたので報告します。決算審査特別委員会の委員長に4番杉山勝雄議員、副委員長に9番穂積力議員、以上のとおりです。

2時35分まで休憩いたします。

休憩宣告（午後 2時18分）

再開宣告（午後 2時35分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 報告第1号 債権の放棄について

○議長（齊藤 正議員） 日程第23、報告第1号、債権の放棄についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

（「はい、税務課長」の声）

はい、佐藤税務課長。

（税務課長 佐藤 剛敏君 登壇）

○税務課長（佐藤剛敏君） 報告第1号についてご説明いたします。議案集65頁になります。今回の報告は、平成23年4月1日に施行されました美瑛町の債権管理に関する条例により適正に管理しましたが、同条例第5条に基づき債権の放棄をしましたので、同条例第6条の規定により議会に報告するものです。以下、朗読をもちまして報告とします。

（議案の朗読を省略する）

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。従って、報告第1号の件は報告を終わります。

○議長（齊藤 正議員） 日程第24、報告第2号、専決処分についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、三田村建設水道課長。

（建設水道課長 三田村 尚樹君 登壇）

○建設水道課長（三田村尚樹君） 報告第2号、専決処分についての内容をご説明申し上げます。

議案集は66頁になります。平成23年度より道路改良工事を進めています本事業は、4月30日に入札を執行し、平成25年第2回美瑛町議会臨時会において、議件をいただいたところ です。今般の橋梁工事において、取り付け道路の幅員拡幅などに対し3万1500円の増額にな ったことから、8月21日に専決し、報告するものです。それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

（「はい、議長」の声）

はい、13番沼田議員。

○13番（沼田成功委員） はい、13番沼田です。ちょっと、ご質問をしたいと思います。今 回のこの専決処分ですが橋梁工事で、請負工事当初5355万円でした。初めこれ見せてもら ったときに、何が変わったのかなと非常に疑問を持ったんですが、よくよく中身見たら3万円 ほど変更になったということです。これは正に変更ですか、正式なルールにのっとってやっ た訳ですから適正であったんだと思いますが、過去私も17年間ここで議員やってまして、 このぐらいの専決処分やったっていう記憶にないのかなと思っています。それでちょっとお聞 きしたいんですが、これ取付道路の拡幅って当初から分かっておったと思いますが、3万円ら たら本当に微々たる事業費だろうと思いますが、どういう状況の中で設計変更されたのか、ち ょっとお聞きしたいと思います。特に内容について、何メートルがなんぼだったのか、当初な ンぼだったのか、どのような不都合があって、こういうふうに取り替わったのか、ちよっ と説明をお願いしたいなと思います。

（「はい、建設水道課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、三田村建設水道課長。

○建設水道課長（三田村直樹君） 設計変更の内容でご質問あったかと思いますが。今回の工事に 関しては橋梁工事の上部工で工事を発注してまして、橋梁の上部とあとそれに対しての擦り

付け部分、舗装工事で、その舗装工事の所に取付道路が1か所あり、設計では擦り付けの部分でもあり鋭角的な出入りになってた取り付け道路ですから、地権者の方と協議をしまして、鋭角で入りづらいので当初3メートルを4メートルに広げて出入りをしやすくなったと。その部分と産業廃棄物で鋤取りの部分を計上してしまっていて、その鋤取りの部分が当初見えていた数字がゼロに、鋤取り部分が処理する部分がなくなったので取付道路の拡幅分と産廃部分の増減に対しての合計の増減で設計変更をしました。以上です。

○議長（齊藤 正議員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号については、これをもって質疑を終わります。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。従って、報告第2号の件は報告を終わります。

日程第25 意見書案第5号 道州制導入に反対する意見書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第25、意見書案第5号、道州制導入に反対する意見書についての件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

（「はい、議長」の声）

はい、5番齊藤議員。

（5番 齊藤 幸一議員 登壇）

○5番（齊藤幸一議員） 朗読をもってご提案します。なお、意見書は事前に皆様の手元にお配りしていますので、若干省略をしたいと思います。

（意見書案の朗読を省略する）

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第25、意見書案第5号の件を採決します。

意見書案第5号、道州制導入に反対する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。従って、意見書案第5号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにします。

日程第26 意見書案第6号 森林吸収減対策及び地球温暖化対策に関する地方の
財源確保のための意見書について

○議長(齊藤 正議員) 日程第26、意見書案第6号、森林吸収減対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書についての件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、13番沼田議員。

(13番 沼田 成功議員 登壇)

○13番(沼田成功議員) それでは、朗読をもって提案にかえますので、よろしくお願い申し上げます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上です。どうぞよろしくご審議願います。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第26、意見書案第6号の件を採決します。

意見書案第6号、森林吸収減対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、意見書案第6号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにします。

日程第27 意見書案第7号 義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元（30人以下学級）の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保、拡充に向けた意見書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第27、意見書案第7号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元（30人以下学級）の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保、拡充に向けた意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい、議長」の声）

はい、3番佐藤晴観議員。

（3番 佐藤 晴観議員 登壇）

○3番（佐藤晴観議員） 朗読をもって説明とします。

（意見書案の朗読を省略する）

以上です。よろしくお願ひします

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声）

なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第27、意見書案第7号の件を採決します。

意見書案第7号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元（30人以下学級）の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保、拡充に向けた意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手多数）

はい、挙手多数です。従って、意見書案第7号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにします。

日程第 28 意見書案第 8 号 地方財政の充実強化を求める意見書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第 28、意見書案第 8 号、地方財政の充実強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい、議長」の声）

はい、11 番角和議員。

（11 番 角和 浩幸議員 登壇）

○11 番（角和浩幸議員） 朗読をもって提案にかえます。

（意見書案の朗読を省略する）

以上です。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第 28、意見書案第 8 号の件を採決します。

意見書案第 8 号、地方財政の充実強化を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数です。従って、意見書案第 8 号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにします。

日程第 29 議員の派遣について

○議長（齊藤 正議員） 日程第 29、議員の派遣についての件を議題とします。

本件について、地方自治法第 100 条第 13 項及び美瑛町議会会議規則第 127 条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思います。

お諮りします。

本議会は、別紙のとおり議員の派遣することに異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。従って、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

日程第30 所管事務調査の申し出について

○議長(齊藤 正議員) 日程第30、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

本件について総務文教常任委員会委員長齊藤幸一議員、産業経済常任委員会委員長穂積力議員、議会運営委員会委員長山家慶治議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

お諮りします。

本件は各委員長からの申し出のとおり承認したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。従って、本件は各委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思います。了承願います。

閉会宣告

○議長(齊藤 正議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

会議を閉じます。平成25年第4回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

閉会宣告(午後 3時01分)

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成25年12月13日

美瑛町議会 議長 齊藤 正

議員 齊藤 幸一

議員 穂積 力